

雇用調整助成金に関する 個別相談会のご案内

新型コロナウイルス感染症により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象として、国の雇用調整助成金の特例措置が講じられています。

県では、この雇用調整助成金を県内企業の皆様に広くご活用いただくため、制度の説明などに関する個別相談会を開催いたします。

**参加
無料**

令和2年

9月30日 水 13:00～17:00 (1社45分程度)

石川県本多の森庁舎(金沢市石引4-17-1) ミーティングルーム(2階)

雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、企業に対して、休業手当、賃金等の一部を国が助成します。

新型コロナウイルス感染症に対応する特例として、同感染症による経営への影響を「経済上の理由」とするほか、感染拡大防止に資する休業や濃厚接触者に命令した休業も対象とされています。

◆ 助成内容及び受給できる金額、日数 (緊急対応期間[4/1～]の措置です)

	大企業	中小企業
休業手当または教育訓練中の賃金相当額等に対する助成割合 (上限: 15,000円/人日) ※解雇等を行った場合の助成割合	3/4 ※(2/3)	10/10 ※(4/5)
教育訓練実施の場合の加算額	1,800円/日/人	2,400円/日/人
支給限度日数	緊急対応期間[4/1～] + 年間100日	

申込方法については裏面をご覧ください。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご参加にあたっては、咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- ・もし咳や発熱等の体調不良の症状がある場合には、ご出席されないようお願いいたします。

雇用調整助成金個別相談会 参加申込書

石川県商工労働部労働企画課あてにFAXでお送りください。(送信票不要)

石川県労働企画課 企画・労働福祉グループ 行 (FAX 076-225-1534)

【留意事項】

- 相談時間は1社45分程度です。
- 具体的な相談時間帯については、申込後、県よりご案内します。
- 先着順で受付いたします。
定員に達して申込受付を終了する場合は石川県労働企画課のホームページにてお知らせします。
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/events/20200330.html>

〈労働企画課ホームページ〉



- 申込期限 9月23日(水) 17時

会社名	
連絡先	TEL — — 平日9:00~17:00につながる連絡先をご記入ください。(携帯電話可)
業種	
参加者職・氏名	① (氏名) ② (氏名)
相談内容(概要)	● 相談内容(あてはまるものに○をつけてください) 雇用調整助成金の制度概要 ・ 助成金利用の可否 その他

相談したい内容を具体的にご記入ください。



<お問い合わせ>

石川県商工労働部労働企画課
企画・労働福祉グループ ☎076-225-1531